

## Global Tax Update

### 英国

デロイトトーマツ税理士法人

2017年8月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 1. 法人の税務上の居住地国:「管理支配地基準」:簡易裁判所の判決

英国簡易裁判所(First-tier Tribunal)は、納税者グループがキャピタルロスを増大させることを目的として設定した取引事例に関して、法人の居住地国判定に関わる興味深い判決を下した。本取引では、英国のグループ会社、時価より高い価格で資産を取得するためにジャージー代官管轄区に所在する複数の法人(以下「本件ジャージー法人」)にオプション権を発行し、ここで、税務上効力を発揮するためには、本件ジャージー法人が資産の取得日時点で英国居住法人に該当しないことが条件だった。簡易裁判所は、管理および支配(Central Management and Control)が実質的に親会社である英国居住法人によって行使されていたことから、本件ジャージー法人は明らかに英国居住法人に当たると判決を下した。本判決は、「大抵の場合」、取締役会の開催地が税務上の居住地国に当たる、とした「Wood v Holden」訴訟における控訴裁判所(Court of Appeal)の判決とは多くの点で特徴が異なる。本件ジャージー法人の取締役会は、本件ジャージー法人の経済的観点からは全く利益のない取引を提示されていたことから、その合法性について英国居住者である親会社から指示または承認を得る必要があった。このような背景の中で、本件では、親会社が影響力を行使し、戦略の方針を示したのではなく、直接指示を与えたと判断された。以上の経緯により本件ジャージー法人は英国の支配管理下にあったと判断された。詳細については、以下を参照のこと。  
>> [BAILII.org](#) (英国およびアイルランド法律情報協会ウェブサイト(英語))

#### 2. 繰越欠損金の控除に係る改正:ガイドンス草案

英国歳入関税庁(Her Majesty's Revenue and Customs:以下「HMRC」)は、夏期休会明けに公表予定の次回財政法案に盛り込まれる予定の繰越欠損金の控除に係る改正法案に関連して、ガイドンス草案を発表した(最新の改正法案については [GOV.UK](#) (英国政府ウェブサイト(英語))を参照のこと)。HMRCによると、当該ガイドンスは第一段階として主だった制度の他、特段のガイドンスが必要とされる項目に焦点を絞った内容とな

っている。当該ガイドンスに関するコメントを2017年9月25日まで受け付けている。詳細については、以下を参照のこと。

>> [GOV.UK](#) (英国政府ウェブサイト(英語))

#### 3. 支払利息控除制限制度:ガイドンス草案の改訂

HMRCは、次回の財政法案に盛り込まれる予定の支払利息控除制限制度の法案に関する、ガイドンス草案の改訂版を公表した(最新の改正法案については [GOV.UK](#) (英国政府ウェブサイト(英語))を参照のこと)。初回のガイドンス草案の一部は2017年3月31日に発表されており、今回の改訂版は当初の草案を修正および更新する内容となっている。特に、2017年7月13日付で発表された改訂法案の内容が反映されているとともに、追加資料を含んだものとなっている。当該ガイドンス草案に関するコメントは2017年10月31日まで受け付けている。詳細については、以下を参照のこと。

>> [GOV.UK](#) (英国政府ウェブサイト(英語))

#### 4. VAT:SI 2017/0778: Use and enjoyment 規定 (EU域外での携帯電話関連サービス使用を英国付加価値税の課税対象外とする規定)の廃止

春季予算案での公表を受けて、英国下院に2017年VAT施行令(サービスの提供地)(通信サービス)(VAT (Place of Supply of services) (Telecommunications Services) Order 2017)が提出された。5月の草案から大きく変更された点は規定の施行開始日が8月1日から11月1日に延期された点のみである(詳細については [GOV.UK](#) (英国政府ウェブサイト(英語、PDF))を参照のこと)。付属の税務情報および注記(Tax Information and Impact Note)によると、EU域外での携帯電話の使用に英国VATが課されることにより平均的な利用者の負担が一人あたり年間5ポンド程度増加することが見込まれる。現行制度上では、一定の携帯電話サービスに英国VATを課さないというポジションをとることができるが、新制度の導入によりこの税の搾取から10億ポンド程度の税収を保護することができるとしている。詳細については、以下を参照のこと。

>> [GOV.UK](#) (英国政府ウェブサイト(英語))

## 5. VAT:納税遅延に係るペナルティ:上級裁判所の判決

MJ Hickey Plant Hire and Contracts Ltd.(以下「MJ Hickey」)は、各四半期の最終日の売上高が VAT の申告書に含まれないよう同社の会計システムを構築した。これによって、最終日の売上高は、翌四半期に持ち越して申告されたため、同社は VAT の支払を完全回避したというよりは、キャッシュフロー面で有利な立場を得る結果となった。本件がエラーとして発覚した当初、HMRC は、意図的な誤申告として 149,186 ポンドのペナルティを賦課した。MJ Hickey は、エラーは納税遅延に当たるため、ペナルティ額は一四半期につき年間 5%を乗じた金額(つまり 1,865 ポンド)とすべきである、と主張した。上級裁判所(Upper Tribunal)は、MJ Hickey のこの主張を支持した。エラーは、2 四半期分の申告内容に照らして総合的に検証されるべきで、これにより(合算で)正確な VAT 額が不正確な時期に支払われたと結論付けられた。納税遅延に係るペナルティ制度は、VAT の申告時期を本来の申告四半期から翌四半期に持ち越してしまう等、まさに本件のようなシステム上のエラーを想定し設定されたものである。本件は、ペナルティに対するあらゆる軽減策を模索するために、HMRC が賦課した全てのペナルティを再度検証することの重要性を示唆している。詳細については、以下を参照のこと。

>>[GOV.UK](#)(英国政府ウェブサイト(英語、PDF))

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu)

## 本件に関するお問い合わせ

### Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀 [ykonii@deloitte.co.uk](mailto:ykonii@deloitte.co.uk)

ディレクター 日高 大雅 [hhidaka@deloitte.co.uk](mailto:hhidaka@deloitte.co.uk)

## ニュースレター発行元

### デロイト トーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社の一または複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001